

## No.1 ○豊明市議会定例会会議録(第5号)

平成22年9月7日

### 1. 出席議員

1番	毛 受 明 宏	議員	2番	近 藤 郁 子	議員
3番	三 浦 桂 司	議員	4番	一 色 美 智 子	議員
6番	杉 浦 光 男	議員	7番	平 野 龍 司	議員
8番	山 田 英 明	議員	9番	石 橋 敏 明	議員
10番	平 野 敬 祐	議員	11番	村 山 金 敏	議員
12番	安 井 明	議員	13番	松 山 廣 見	議員
15番	山 盛 左 千 江	議員	16番	伊 藤 清	議員
17番	月 岡 修 一	議員	18番	堀 田 勝 司	議員
19番	坂 下 勝 保	議員	21番	矢 野 清 實	議員
22番	前 山 美 恵 子	議員			

### 2. 欠席議員

5番	中 村 定 志	議員	14番	榊 原 杏 子	議員
----	---------	----	-----	---------	----

### 3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	佐 藤 政 光 君	議事課長	成 田 宏 君
議事課長補佐	松 林 淳 君	議事課長補佐	石 川 晃 二 君
兼庶務担当係長		兼議事担当係長	

### 4. 説明のため出席した者の職、氏名

市 長	相 羽 英 勝 君	副 市 長	石 川 源 一 君
教 育 長	後 藤 学 君	行政経営部長	宮 田 恒 治 君
市民生活部長	平 野 隆 君	健康福祉部長	神 谷 巳 代 志 君
経済建設部長	三 治 金 行 君	消防長	神 谷 清 貴 君
教育部長	竹 原 寿 美 雄 君	行政経営部次長	横 山 孝 三 君
		兼秘書政策課長	
行政経営部次長	大 林 栄 美 君	健康福祉部次長	加 藤 誠 君
兼財政課長		兼高齢者福祉課長	
健康福祉部次長	原 田 昇 君	経済建設部次長	鈴 木 重 利 君

兼医療健康課長		兼都市計画課長
経済建設部次長	加藤 慎 君	会計管理者
兼環境課長		塚本 邦広 君
		兼出納室長
総務防災課長	神谷 元弘 君	監査委員事務局長
		福井 康夫 君

5. 議事日程

(  
1 認定議案質疑・決算特別委員会設置・委員会付託  
)

認定議案 第1号	平成 21 年度豊明市一般会計歳入歳出決算認定について
認定議案 第2号	平成 21 年度豊明市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定議案 第3号	平成 21 年度豊明市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定議案 第4号	平成 21 年度豊明市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
認定議案 第5号	平成 21 年度豊明市墓園事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定議案 第6号	平成 21 年度豊明市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
認定議案 第7号	平成 21 年度豊明市農村集落家庭排水施設特別会計歳入歳出決算認定 について
認定議案 第8号	平成 21 年度豊明市有料駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定につい て
認定議案 第9号	平成 21 年度豊明市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定議案 第10号	平成 21 年度豊明市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につい て

( 議案質疑・委員会付託  
2  
)

議案第 46 号	財産の買入れについて(消防ポンプ自動車(CD-I 型))
議案第 47 号	字の区域の変更について

号

議案第 48 号 土地改良事業に伴う字の区域の変更について

議案第 49 号 市道の路線認定について

議案第 50 号 豊明市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の制定について

議案第 51 号 豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

議案第 52 号 豊明市国民健康保険条例の一部改正について

議案第 53 号 豊明市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

議案第 54 号 平成 22 年度豊明市一般会計補正予算(第3号)について

議案第 55 号 平成 22 年度豊明市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について

議案第 56 号 平成 22 年度豊明市土地取得特別会計補正予算(第1号)について

議案第 57 号 平成 22 年度豊明市介護保険特別会計補正予算(第1号)について

( 議案上程・提案説明・質疑・委員会付託

3

)

議案第 58 号 豊明市火災予防条例の一部改正について

( 報告第8号 専決処分事項の報告について(損害賠償の額の専決処分)

4

)

( 諸報告・議員定数特別委員会設置・委員会付託

5

)

( 議員提出議案第4号 豊明市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の特例を定める条例の制定について

6

)

## 6. 本日の会議に付した案件

- (1) 認定議案質疑・決算特別委員会設置・委員会付託  
認定議案第1号から認定議案第10号まで
- (2) 決算特別委員会の委員の選任
- (3) 議案質疑・委員会付託  
議案第46号から議案第57号まで
- (4) 議案上程・提案説明・質疑・委員会付託  
議案第58号
- (5) 報告第8号
- (6) 諸報告・議員定数特別委員会設置・委員会付託
- (7) 議員定数特別委員会の委員の選任
- (8) 議員提出議案第4号

午前10時開議

### No.2 ○議長(矢野清實議員)

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員19名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事運営につきましては、あらかじめ議会運営委員会でご協議をいただいておりますので、その結果を委員長より報告を願います。

石橋敏明議会運営委員長。

### No.3 ○議会運営委員長(石橋敏明議員)

皆さんおはようございます。

議長よりご指名がありましたので、議会運営委員会の審査結果についてご報告を申し上げます。

本日、午前9時30分より委員会を開催し、本日の議事について協議をいたしました。

その結果、お手元に配付されておりますとおり、当局より議案第58号及び報告第8号の追加提案がありましたので、本日の日程に組み入れることとし、議案第58号につきましては、提案説明・質疑を行った後に、所管の建設消防委員会に付託することとし、報告第8号につきましては、報告を受けた後に質疑を行うことといたしました。

また、陳情第10号につきましては、本日の本会議において特別委員会を設置して、付託することといたしました。

さらに、お手元に配付されておりますとおり、議員より議員提出議案第4号の提案があり

ましたので、本日の日程に組み入れることとし、提案説明・質疑を行った後に、所管の議会運営委員会に付託することといたしました。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

#### No.4 ○議長(矢野清實議員)

ご苦労さまでした。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表に従い会議を進めます。

日程1、認定議案質疑・決算特別委員会設置・委員会付託に入ります。

認定議案第1号から認定議案第10号までの10議案を一括議題といたします。

認定議案第1号から認定議案第10号までについては、質疑の通告がありませんので、以上で認定議案質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。認定議案10件を審査するため、豊明市議会委員会条例第6条の規定により、定数9名による決算特別委員会を設置し、認定議案10件を付託いたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

#### No.5 ○議長(矢野清實議員)

ご異議なしと認めます。よって、定数9名による決算特別委員会を設置し、認定議案10件を付託することに決しました。

お諮りいたします。ただいま、設置されました決算特別委員会の委員の選任を日程に追加し、直ちに議題といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

#### No.6 ○議長(矢野清實議員)

ご異議なしと認めます。よって、決算特別委員会の委員の選任を日程に追加し、直ちに議題といたします。

お諮りいたします。決算特別委員会の委員の選任につきましては、あらかじめご協議をいただきました結果に基づき、お手元に配付いたしました決算特別委員会委員選任表のとおり指名いたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

#### No.7 ○議長(矢野清實議員)

ご異議なしと認めます。よって、決算特別委員会の委員は、お手元に配付いたしました選任表のとおり指名することに決しました。

ただいまより、決算特別委員会の委員長及び副委員長を互選するため、暫時、休憩いたします。

午前10時5分休憩

午前10時25分再開

#### No.8 ○議長(矢野清實議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

休憩中に決算特別委員会が開催され、委員長及び副委員長が互選されましたので、報告いたします。

委員長には、伊藤 清議員、副委員長には、山田英明議員が互選されました。

また、委員会の運営についても協議されていますので、その結果を委員長より報告を願います。

伊藤 清決算特別委員長。

#### No.9 ○決算特別委員長(伊藤 清議員)

議長よりご指名がありましたので、決算特別委員会の審査結果についてご報告を申し上げます。

ただいま、議長より報告されましたとおり、決算特別委員会の委員長には私、伊藤 清が、また副委員長には山田英明議員が互選されましたので、各委員のご協力のもと、精いっぱい務めさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

次に、特別委員会の運営でありますがお手元に配付されております委員会日程表のとおり、9月16日と9月17日の2日間にわたり開催し、16日に一般会計の説明及び質疑を行い、17日に特別会計の説明及び質疑を行った後、討論は一括して行い、また採決は各認定議案ごとに行うということで、従前の例に従い進めることになりましたので、ご承知おき願います。

以上で報告を終わります。

#### No.10 ○議長(矢野清實議員)

正副委員長さんには苦労さまですが、よろしく願いいたします。

日程2、議案質疑・委員会付託に入ります。

議案第46号から議案第57号までの12議案を一括議題といたします。

今期定例会も、議案質疑については通告制を試行することに伴い、案件ごとに通告順で発言を許可いたしますが、本会議での質疑は同一議員につき、再質疑を含め2回以内といたします。

なお、再質疑がある場合は挙手を願います。

また、議案質疑に当たっては、お手元に配付いたしました議案等質疑通告書に沿って行うものとし、大局的、政策的な内容に限定し、自己の意見を述べることはできませんので、あらかじめご承知おきを願います。

さらに、当局の職員においても、答弁は通告の内容に従って、簡潔に行うよう申し添えておきます。

初めに、議案第 46 号から議案第 49 号までの4議案については、質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

続いて、議案第 50 号については質疑の通告がありますので、発言を許可します。

山盛左千江議員。

#### No.11 ○15番(山盛左千江議員)

それでは、議案第 50 号 豊明市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例についてお尋ねいたします。

いわゆる市長の選挙用manifestoのチラシの印刷代を公費負担をするための条例でありますけれども、この妥当性について質疑をしていきたいと思えます。

質問の1つ目といたしましては、県内における同趣旨の条例の制定の状況はどのようになっているのでしょうか、お願いいたします。

2つ目といたしましては、本条例におきましては、1枚当たりの単価を7円 30 銭というふうに定めております。この7円 30 銭の根拠についての説明を求めたいと思えます。

3つ目といたしましては、他市町の請求額。他市においては、もう既にこの条例を制定し、選挙を経ているところもあろうかと思えます。

そういったところの請求額が、この認められている単価と、各自治体で認められた単価と、本市はどのような関係にあるのか。それ以内であるのか、大きくその額を下回っているのか、そういった状況についてのご説明をいただきたいと思えます。

とりあえず、第1回目の質問は以上です。

#### No.12 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

平野市民生活部長。

#### No.13 ○市民生活部長(平野 隆君)

3点質問をいただきましたので、順次お答えいたします。

1点目の県内における制定状況であります。本年の8月末で 37 市中、30 市が制定済みであります。したがって、本市を含む7市が未制定ということになります。

2点目の7円30銭の根拠についてであります、公職選挙法施行令第109条の8に、ビラの作成の公営という規定がございます。

これは国会議員の候補者に対するビラ1枚当たりの限度額を7円30銭と規定しているものであります、この規定を準用しております。

3点目の他市町の請求額の1枚当たり単価の請求単価はどうかということです。

最近、市長選挙を執行されました5市に確認をいたしました。そのうち、9名の候補者が公営を請求されております。

その結果は、1枚当たりの請求単価は5円から18円30銭でありました。平均しますと、10円17銭ということになります。

以上でございます。

#### No.14 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

山盛左千江議員。

#### No.15 ○15番(山盛左千江議員)

質問の2つ目と3つ目に関連するんですけれども、1枚当たりの単価7円30銭については、国会議員の規定を準用したということで、他市町の状況は5円から18円30銭と大変幅がありました。

うちは7円30銭ですが、他市町においては、国の国会議員の基準を超えた単価を設定しているというふうに理解していいんでしょうか。

自治体によって5円であったり、18円30銭であったり、単価の設定は自由であり、どのようになっているのか。その辺についての説明を、さらにお願ひしたいと思います。

#### No.16 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

平野市民生活部長。

#### No.17 ○市民生活部長(平野 隆君)

制定済みの市におきましては、1枚当たりの単価の限度額は、すべて7円30銭ということになっております。

終わります。

#### No.18 ○議長(矢野清實議員)

これにて、山盛左千江議員の質疑を終わります。

以上で議案第 50 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 51 号から議案第 53 号までの3議案については、質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

続いて、議案第 54 号については質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

初めに、前山美恵子議員。

#### No.19 ○22番(前山美恵子議員)

15、16 ページの教育費の教育総務費の中で、説明の欄で見ますと、学校適正規模等検討委員会委員報酬がございます。

学校適正規模等検討委員会といいますと、第5次行革の中に小学校の統廃合という事業名で書かれている委員の選任だと思いますが、これについて検討委員の選任は何人をどのような基準とするのか。

それから、学校適正規模について賛成、反対、いろいろ多様な意見があります。この専門的な知識を持った人の選任も視野に入れているのか。

それから、賛成、反対両論で、きちっと検討委員会のところで保障をされていくのか。

それから、検討委員会で結論を出すまでにどれぐらいかかるのか、この点についてお聞かせください。

#### No.20 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

竹原教育部長。

#### No.21 ○教育部長(竹原寿美雄君)

それでは、学校適正規模等検討委員会の委員報酬についてご答弁を申し上げます。

まず、検討委員会の委員の選任につきましては、13 名を予定させていただいております。

それから、選任の基準でありますけれども、まず学識経験者として2名の方、それから学校の代表者の方2名、それから幼稚園の代表者1名、それから保護者の代表者の方2名、それから区の代表の方2名、それから公募による市民の方2名、それから最後に教育委員会が必要と認める方2名で構成をさせていただき予定であります。

それから、専門的知識を持った方としては、学識経験者及び学校の代表者の方が、その職を担っていただくことになると思います。

それから、最後にどのぐらいかかるのかということですが、この検討委員会につきましては、今年度中に結論をお出しをいただきまして、教育委員会のほうへご提言をいただく予

定というふうになっております。

以上、終わります。

#### No.22 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

竹原教育部長。

#### No.23 ○教育部長(竹原寿美雄君)

失礼しました。答弁漏れがあります。

検討委員会は本年度中に3回ほどを予定しております。

終わります。

#### No.24 ○議長(矢野清實議員)

これにて、前山美恵子議員の質疑を終わります。

続いて、山盛左千江議員。

#### No.25 ○15番(山盛左千江議員)

同じく議案第54号 豊明市一般会計補正予算について、3点お伺いいたします。

まず今、前山議員が質問されたのと同じ、学校適正規模等検討委員会の委員報酬16万5,000円の内容についてお伺いいたします。

人数、構成等については今、答弁がありましたので、これは割愛させていただきまして、その検討委員会の設置の目的及び検討の内容についてご説明をいただきたいと思えます。

それから、この検討委員会は本件、まあ学校の適正化について他の機関でも協議を始めるような動きというか、そういったことも若干知られているところではありますけれども、住民のほうから新しい活動が起こったりするかもしれません。

そういった他の機関、団体との連携についてはどのように考えていかれるのか、その進め方についてもご説明をいただきたいと思えます。

それから質問の2つ目、小中学校のデジタルテレビ6台が盗難に遭いました。その盗難に伴う新規購入6台分171万5,000円についてお伺いいたします。

前回購入したときの1台当たりの単価は幾らでありましたか。今回の補正1台当たりの単価を、それぞれご提示いただきたいと思えます。

それから今回、この171万5,000円の見積もりはどのようにとられましたでしょうか。何社からとったか、その件数についてもお知らせください。

3つ目、前回大量に購入したその業者に対しても交渉というか、単価についての確認や

追加の交渉などはされたかどうか、確認をさせていただきます。

それから質問の3つ目です。文化会館の音響施設改修工事 2,300 万円余の補正についてお伺いいたします。

事業の内容と総事業費の内訳について、音響施設そのものと工事の部分について分かれるかと思しますので、それについての説明をお願いいたします。

それから、この音響施設を整備するに当たって、今議会に起債が上げられております。金額については 1,550 万円ですけれども、全体の事業費は先ほどの質問の中でお答えいただくのですが、その全体の事業費に対して、今度は起債の総額は幾らなのか。今年度は 1,550 万円ですが、次年度は幾ら追加されるのかという意味でお伺いしたいと思ます。

それから、リースで購入した場合、長期継続契約した場合と、今回のように一括でどうか、まあ継続にはなりますけれども、基本的に一括で工事をする場合と、本市にとってのメリットはどのような点に出てくるのか。

その3点についてのご説明をお願いいたします。

#### No.26 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

竹原教育部長。

#### No.27 ○教育部長(竹原寿美雄君)

それでは、3点についてご答弁を申し上げます。

まず第1点目、学校適正規模等検討委員会の委員報酬の関係でございます。

まず、検討委員会の設置の目的及び検討の内容はということではありますが、学校における教育環境の充実を図ることを目的といたします。

それから学校の適正規模、この適正規模とは、大規模、小規模の両方を含めた適正規模ということではありますが、この適正規模と適正配置について検討を行っていきます。

それから、検討委員会と本件について協議する他の機関との連携、今後の進め方というご質問ではありますが、これから議員がおっしゃられた予想される市民の方の協議会のような関係等ではありますが、この学校適正規模等検討委員会は、適正規模と適正配置についての基本方針を決めていただくための機関でありますので、本年中に適正規模の提言をいただきまして、来年度以降ですね、そうした具体的な協議に入っております。

そのときには、そうした団体がありますれば、そうした団体との連携というのも必要になるというふうに考えております。

それから、2点目ですが、小中学校のデジタルテレビ6台の盗難に伴う購入費の件ではありますが、前回購入したときの1台当たりの単価と今補正の1台当たりの単価でございます。

前回購入の価格は4つの契約で行いましたが、1台当たり19万6,000円という契約の実績でありました。また、今回の補正につきましては、27万2,000円であります。

ただし、前回の購入価格は入札の結果でありまして、今回補正に上げさせていただいたのは、予算上の数字でありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、今回見積もりをとりました業者数は2社でございます。

それから、前回購入した業者に対しての交渉等はあったかということですが、今回見積もりを徴集しましたのは、前回購入をさせていただいた業者から参考見積もりを徴集させていただいております。

それから、最後の3点目になりますが、文化会館の音響設備改修工事についてであります。

まず、事業内容につきましては、平成6年の開館以来、17年余りとなり、音響設備について基本となる電気回路等について劣化が進み、設備を安定維持するに当たり、大ホール、小ホール及びギャラリーの音響設備について改修をするものであります。

それから、主な改修設備でございますが、音響調整卓、デジタルミキサー、パワーアンプ、スピーカー等でございます。

それから、工事のほうの内容であります。既設機器の撤去処分、それから機器の取りつけ、それからデジタルネットワーク構築、それから音響システム調整、音響測定などが上げられます。

それから、総事業費につきましては、今補正予算の4ページのほうに記載がありますが、継続費補正の追加として計上をさせていただいておりますが、22年、23年度総額で7,892万8,000円を予定させていただいております。

それからわかりまして、起債総額は総額で幾らかということですが、22、23年度で5,420万円を予定させていただいております。

最後に、リース方式と比較した場合、起債方式のメリットはということですが、起債方式のほうで総事業費で700～800万円ほどの事業費が節減できるというふうには試算をしております。

以上、終わります。

#### No.28 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

山盛左千江議員。

#### No.29 ○15番(山盛左千江議員)

学校の適正規模等検討委員会のことについてお伺いいたしますが、別に今、統廃合の問題になっている双峰小学校、唐竹小学校、その2校を考えているわけではなく、マンモス校も含めて全体の適正化だというふうに関心を持って、事業の内容を確認させていただきました。

ということになりますと、先ほどの前山議員の質問にもあるんですが、委員の選任のバランスについては、区、保護者が2、2だというふうに、ごめんなさい、今メモをとったんですけども、それで十分足りるのかどうか。どのようにして、対象地区、学区の中から、その人を選ぶのかということをお答えいただきたいと思います。

それから、デジタルテレビの件ですけれども、19万6,000円と27万2,000円と大きな違いがあるんですが、27万2,000円はあくまでも予算なので、もっと下がるかもしれないということで、期待はしたいところですけれども、前回もう二百何十台買っていますので、それで盗難に遭って、3つに分けて買うと思います。

それぞれに分けるなら、さらに2台ずつということになるので、前回と同様の金額で買えるように交渉などをするつもりがあるかどうか。この予算をそのまま執行するのではなく、できるだけ前回と同じような安価で購入するような交渉をする気持ちがあるかどうか、確認させてください。

最後の問題については、文化会館についての再質問はいたしません。

以上です。

#### No.30 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

竹原教育部長。

#### No.31 ○教育部長(竹原寿美雄君)

検討の内容について、適正規模について検討するということで、大規模、小規模を合わせてということではありますが、地域が、それで区の代表者2名ということ選ばれていくのかということではありますが、この検討委員会は、あくまでも市として適正規模であるか、適正配置であるかという基本的な方針を決めさせていただく委員会でありますので、先ほど答弁の中で申し上げましたが、この委員会が今年度中に最終的に教育委員会のほうへご提言をいただきまして、その後、来年度以降に、具体的にいわゆるその地区の方の区の代表の方に入っていただくとか、そういうことになるというふうに考えております。

それから、デジタルテレビをできるだけ安くということではありますが、これはあくまでも入札でやりますので、入札の結果ということになりますが、少しでも安い値段をということで考えております。

以上です。

#### No.32 ○議長(矢野清實議員)

これにて、山盛左千江議員の質疑を終わります。

以上で議案第54号の質疑を終わります。

続いて、議案第55号についても質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

山盛左千江議員。

**No.33 ○15番(山盛左千江議員)**

それでは、議案第 55 号 豊明市国民健康保険特別会計補正予算についてお尋ねいたします。

今回の補正予算の中にレセプト電子化、すなわち医療機関で診察等を受けたときのデータが電子化されていく、そういったことなのですが、その電算委託料 1,411 万 2,000 円の増額と、パソコン購入費 54 万円が補正として計上されました。

レセプトの電子化について、国のほうからの方針が出て、こういった経緯に至ったと思いますが、その一連の流れについてから、まず説明をいただきまして、それから 1,400 万円という高額なこの金額の内訳についても教えていただきたいと思います。

2つ目といたしましては、今回の補正予算、これは一般会計のほうですけれども、生活保護事業費、それから福祉医療費においても、同様にレセプトの電子化の補正予算が計上されております。

この財源は、生活保護に関しましては、財源は 100%国庫補助金ということになっております。しかし今、質問させていただいております国保のほうについては補助がなく、全額一般財源による支出ということになっているわけですが、生活保護のほうは 100%国庫補助、国保のほうは 100%市の負担、そういったことがなぜ起こっているのかについての説明もお願いしたいと思います。

3つ目といたしまして、レセプトを電子化することによって、本市にはどのようなメリットがあるのか。大きなお金を投じるわけですから、そのメリットについてもご説明をいただきたいと思います。お願いします。

**No.34 ○議長(矢野清實議員)**

答弁を願います。

原田健康福祉部次長。

**No.35 ○健康福祉部次長(原田 昇君)**

今回のレセプトの電子化につきましては、平成 18 年 4 月 10 日に改正されました療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令で定められ、国が推奨しております。

この改正によりまして、医療機関や薬局等、こういったところから、電子化されたもので請求がされるようになります。

そのために、愛知県国保連合会の平成 23 年 5 月の請求分より、今まで使っておりました紙のレセプトから電子データに変わります。そのように変わるために、市のほうの改修が必要となってきます。

それから、1,411万2,000円の内訳でございますけれども、まず保険者の異動データ作成処理、これで344万4,000円。それから医療費通知、医者にかかった通知を年6回出しておりますけれども、これにつきましては75万6,000円。それから、国保の給付システムの改修処理で991万2,000円となります。

それから、2番目の補助金の関係でございますけれども、今回の改修はレセプトの電子化に伴って行うもので、愛知県国民健康保険団体連合会が共同電算処理システムを更新するものでありますので、国庫補助はございません。

それから、電子化による本市のメリットはということですが、電子化によりレセプトの送付がなくなりますので、保管のスペースは今現在、医療健康課の両サイドに保管しておりますけれども、その保管庫がなくなります。スペースの確保ができます。

それから、2番目にレセプトの管理作業がなくなります。

それから、3つ目としましては、レセプトの管理が電子データで行えるために、確認が敏速に効率よく行えるということが、メリットと考えております。

以上です。

#### No.36 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

山盛左千江議員。

#### No.37 ○15番(山盛左千江議員)

それでは、再質問をさせていただきます。

国保連合会がシステムを更新するためという説明がございました。レセプトの電子化のためというだけではなく、国保連合会がシステムを改修する。国保連合会の都合の部分も、この中に含まれているというふうに私は今聞いたわけですが、そういう判断で間違いはないでしょうか。連合会の都合によるシステム改修がなければ、もう少し安価になったというふうな理解でいいかどうか、確認させてください。

それから、電子化によるメリットを幾つか挙げていただきましたが、今まで紙ベースであったものが、パソコン画面を見るわけですから、相当にそのパソコンの操作の部分、それから目が疲れるとか、そういった部分のデメリットもあろうかと思いますが、せつかくあるメリットを生かし切るために、今、レセプト点検に来ていらっしゃる人たちに対して、何か策を講じる必要があるのではないかというふうに考えますが、レセプトの電子化の導入にあわせて、そういったこともお考えであるならば、お聞かせいただきたいと思っております。

以上です。

#### No.38 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

原田健康福祉部次長。

#### No.39 ○健康福祉部次長(原田 昇君)

1番目の、連合会の改修に伴って市がやらなければいけないかということでございますけれども、これは愛知県下の市町村すべてが愛知県国民健康保険団体連合会の会員であるために、そこが行うものについては、本市としても従って改修していく必要があると考えております。

それから、パソコンで今後やることになりますけれども、パソコンでやると細かいですので、どうしても目が疲れます。その部分につきましては、より休憩等も配慮しながら、今後やっていきたいと思っておりますので、よろしく願います。

以上です。

#### No.40 ○議長(矢野清實議員)

これにて、山盛左千江議員の質疑を終わります。

以上で議案第 55 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 56 号及び議案第 57 号の2議案については質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

以上で議案質疑を終結いたします。

ただいま、議題となっております議案 12 件は、豊明市議会会議規則第 37 条の規定により、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、所管の各委員会に付託いたします。

以上で日程2を終わります。

日程3、議案上程・提案説明・質疑・委員会付託に入ります。

議案第 58 号を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。

神谷消防長。

#### No.41 ○消防長(神谷清貴君)

議案第 58 号 豊明市火災予防条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

提案理由であります、住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い必要があるからでございます。

具体的には、この8月 26 日に本総務省令の一部改正が公布されまして、本年 12 月 1 日の施行となりました。

改正の趣旨は、住宅用防災警報機器を設置しないことができる場合として、複合型居住施設用自動火災報知設備を設置したときを、新たに追加するものでございます。

1枚はねていただきまして、内容でございます。

第 29 条の5は、住宅用防災警報機器等の設置の免除に関する事項でございまして、既に5号までが規定されておりますが、今回新たに次の1号を6号として追加するものであります。

6号を具体的に申し上げますと、共同住宅部分と居住型福祉施設、これは有料老人ホーム、福祉ホーム、認知症高齢者グループホーム、障がい者グループホーム、ケアホーム等でございますけれども、この施設等で構成された延べ面積 500 平方メートル未満の建物が対象となります。

これを複合型居住施設と申しますが、ここに複合型居住施設用自動火災報知設備を設置した場合、共同住宅における部分においては、住宅用防災警報器を設置しないことができるという内容でございます。本市には現在のところ、このような建物はございません。

複合型居住施設用自動火災報知設備の実用化及び商品化に向けた技術開発が進んだことを踏まえて、総務省令の一部改正がなされたわけでございまして、今般、所用の改正を行うものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成 22 年 12 月 1 日から施行するものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。

#### No.42 ○議長(矢野清實議員)

提案理由の説明は終わりました。

質疑のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

#### No.43 ○議長(矢野清實議員)

これにて、議案第 58 号の質疑を終結いたします。

ただいま、議題となっております議案第 58 号は、豊明市議会会議規則第 37 条の規定により、所管の建設消防委員会に付託いたします。

以上で日程3を終わります。

#### No.44 ○議長(矢野清實議員)

日程4、報告第8号を議題といたします。

理事者より報告を求めます。

神谷健康福祉部長。

#### No.45 ○健康福祉部長(神谷巳代志君)

それでは、報告第8号 専決処分事項の報告についてご説明を申し上げます。

地方自治法第 180 条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を別添のとおり専決いたし

ましたので、同条第2項の規定により議会に報告をするものでございます。

次のページをごらんください。

専決第4号 損害賠償の額の専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を専決したものでございます。

専決日は平成22年8月17日であります。

記といたしまして、損害賠償額は、23万9,453円。

原因は、車両相互の物損事故でございます。

事故の概要につきましてご説明を申し上げますので、お配りをいたしました資料をごらんいただきたいと思っております。

平成22年7月6日午前10時ごろ、高齢者福祉課地域包括支援センターの臨時職員、ケアマネジャーでございますが、公用車を運転いたしまして、介護保険事業に係る要支援利用者の定期訪問をする途中、市内三崎町ゆたか台地内のゆたか台入口交差点におきまして、赤信号で前車に続き3台目で停止した後、青信号で前車が発進したと思い込み、前車に追突をし、バンパー同士が接触をし、前車後部を破損させたものでございます。

専決処分書にお戻りください。

過失割合は、市が100%でございます。

職員には、臨時職員を含めまして、日ごろから交通ルールを遵守し、安全運転に努めるよう指導してまいりましたが、今後もさらに事故防止に努めてまいりたいと考えております。

このたびはご迷惑をおかけいたしまして、大変申しわけございませんでした。

終わります。

#### No.46 ○議長(矢野清實議員)

ただいまの報告について質疑のある方は挙手を願います。

山盛左千江議員。

#### No.47 ○15番(山盛左千江議員)

今の説明ですと、青信号で前の車が発進したと思い込みということだったんですが、青信号になっていたんだけれども、前の車が動かなかったので、動くだらうと思ったのか。それとも、赤信号のままだったけれども、勘違いして動いてしまったのか。

すみません、ちょっと確認させてください。

#### No.48 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

神谷健康福祉部長。

**No.49 ○健康福祉部長(神谷巳代志君)**

交差点赤信号で、3台とまっております、公用車は3台目でございます。

それで、赤信号が青信号になりましたので、1台目が発進をいたしましたので、まあ2台目も動くものと思って勘違いして、公用車が発車をいたしましたものでございます。

終わります。

**No.50 ○議長(矢野清實議員)**

ほかにごございませんか。

(進行の声あり)

**No.51 ○議長(矢野清實議員)**

これにて、日程4を終わります。

日程5、諸報告・議員定数特別委員会設置・委員会付託に入ります。

お諮りいたします。陳情第10号を審査するため、豊明市議会委員会条例第6条の規定により、定数10名による議員定数特別委員会を設置し、陳情第10号を付託いたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**No.52 ○議長(矢野清實議員)**

ご異議なしと認めます。よって、定数10名による議員定数特別委員会を設置し、陳情第10号を付託することに決しました。

お諮りいたします。ただいま、設置されました議員定数特別委員会の委員の選任を日程に追加し、直ちに議題といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**No.53 ○議長(矢野清實議員)**

ご異議なしと認めます。よって、議員定数特別委員会の委員の選任を日程に追加し、直ちに議題といたします。

お諮りいたします。議員定数特別委員会の委員の選任につきましては、あらかじめご協議をいただきました結果に基づき、お手元に配付いたしました議員定数特別委員会委員選任表のとおり指名いたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

#### No.54 ○議長(矢野清實議員)

ご異議なしと認めます。よって、議員定数特別委員会の委員は、お手元に配付いたしました選任表のとおり指名することに決しました。

ただいまより、議員定数特別委員会の委員長及び副委員長を互選するため、暫時、休憩といたします。

午前11時6分休憩

午前11時53分再開

#### No.55 ○議長(矢野清實議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

休憩中に議員定数特別委員会が開催され、委員長及び副委員長が互選されましたので、報告をいたします。

委員長には、月岡修一議員、副委員長には、松山廣見議員が互選されました。

また、委員会の運営についても協議されていますので、その結果を委員長より報告を願います。

月岡修一議員定数特別委員長。

#### No.56 ○議員定数特別委員長(月岡修一議員)

議長よりご指名がありましたので、議員定数特別委員会の審査結果についてご報告を申し上げます。

ただいま、議長より報告されましたとおり、議員定数特別委員会の委員長には私、月岡修一が、また副委員長には松山廣見議員が互選されましたので、各委員のご協力のもと、精いっぱい務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、特別委員会は9月22日午前10時より開催し、陳情第10号の審査を行うことになりましたので、ご承知おき願います。

以上で報告を終わります。

#### No.57 ○議長(矢野清實議員)

正副委員長さんには苦労さまですが、よろしくお願いいたします。

日程6、議員提出議案第4号を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

月岡修一議員、登壇にて説明を願います。

#### No.58 ○17番(月岡修一議員)

議長よりご指名をいただきましたので、議員提出議案第4号についてご説明を申し上げます。

豊明市議会の議員の議員報酬等の特例に関する条例案の提案説明を申し上げます。

昨今、全国的に議員の定数に関する意見や報酬に関する意見が吹き荒れています。本市における一部住民の行動もご承知のとおり、議員定数削減へと陳情が提出されていますが、その背景にあるのは、豊明市議会議員として日々倫理観を持った言動や、市民の信頼を得るような議会活動を求める市民の声なき声のあらわれと受けとめています。

そこで、豊明市議会議員として職責を全うするとともに、住民の期待を回復するためにも、議員みずから長期欠席に及んだ場合の報酬や期末手当の支給について、そのあり方を明確にすることが必要であると考え、今議会において、この条例案を提出することに至りました。

条例案をよくご理解いただき、全議員の賛同をもって、条例の制定へと運んでいただきたいとお願いを申し上げますとともに、一人ひとりの議員がみずからの政治姿勢を改めて律するためにも、十分に審議を重ねていただきますようお願いを申し上げ、提案説明とさせていただきます。

以上です。

#### No.59 ○議長(矢野清實議員)

ご苦労さまでした。

以上で提案理由の説明を終わり、直ちに質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

#### No.60 ○議長(矢野清實議員)

これにて、質疑を終結いたします。

ただいま、議題となっております議員提出議案第4号については、豊明市議会会議規則第37条の規定により、所管の議会運営委員会に付託をいたします。

ここで、議会運営委員会を開催するため、暫時、休憩といたします。

午前11時58分休憩

午後3時再開

#### No.61 ○議長(矢野清實議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

議会運営委員会に付託しておりました議員提出議案第4号について、お手元に配付い

たしましたとおり、委員会から報告書が提出されておりますので、その審査結果について委員長より報告を願います。

石橋敏明議会運営委員長、登壇にて報告を願います。

#### No.62 ○議会運営委員長(石橋敏明議員)

議長よりご指名がありましたので、議会運営委員会に付託されました議案の審査結果を報告させていただきます。

先ほど、本会議休憩中に議会運営委員、議案提出者、各関係理事者の出席のもと、議会運営委員会を開催いたしました。

その結果、当委員会に付託されました議員提出議案第4号 豊明市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の特例を定める条例の制定について、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査中に継続審査の申し出及び議員提出議案第4号に対する修正案が提出されましたが、いずれも賛成少数で否決となりました。

また、審査の内容につきましては、事務局において会議の概要等の記録が間に合っておりませんので、ここでの発言は私の記憶による内容になりかねませんので、報告を差し控えさせていただきます。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

#### No.63 ○議長(矢野清實議員)

ご苦労さまでした。

以上で委員長報告を終わります。

これより、ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

#### No.64 ○議長(矢野清實議員)

以上で委員長報告に対する質疑を終結し、討論・採決に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

山盛左千江議員。

#### No.65 ○15番(山盛左千江議員)

それでは、議員提出議案第4号 豊明市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の特例を定める条例の制定について、賛成の立場で討論をいたします。

この条例の中には、議員の職務ということも書かれておりますが、そもそも議員の職務と

は何なのか。

また、一度定例会を欠席すると、閉会中においてもその日数がカウントされていき、減額の対象になるという条例でありますので、閉会中の議員の活動をどのようにとらえるのか。

また、減額対象期間の特定については、合理性の高い判断基準を設ける必要があると感じますが、その点についても十分な議論が必要な、大変難しい案件だというふうを考えております。

そもそも、もとなる豊明市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例によりますと、新たに議員になった者には、その日から議員報酬を支給し、となっており、何をしたら報酬を払う、何をしなかったら報酬を支払わないといったような、その職務に対して何か報酬を定めたり、制限をかけたりするような内容にはなっておりません。

公務員であるならば、職務規程もあるでしょうし、事務分掌というものもあり、何をすべきかはきちっと定められておりますが、議員においては、まずこういう規程がないということを押さえておきたいと思っております。

今期、たまたま長期間欠席している議員がいるからといって、十分な議論を怠り制定することは、個人攻撃にもなりかねず、大変残念であります。

ましてや、条例の制定を公布の日、すなわち本日としたことは、その対象になる可能性が大いになってくるわけですから、私にとっては大変心が痛み、非情さを感じる点がございます。

先の議会で同様に、十分な議論がないままに、まちづくり条例が議員により上程され、可決されました。

こうした理念条例の場合は、即座に特定の人に何かの影響が出るということはありませんので、議論は十分果たされるべきですが、その不足について大きくとらえることは差し控えたいものですが、本条例のようなものについては、後世において、そもそも議員の権利である報酬に影響を及ぼす条例でありますので、本当に慎重に審議をしたかったし、議員の中で十分な議論をしたかったというふうに感じております。

質疑の中で、産前6週間、産後の8週間は労基法により認められております。ましてや、産後の6週間については就労禁止というふうに定められており、働かせば罰則が科せられます。こういった部分についても、もし90日に引っかかれば、議長の裁量で対象になったり、ならなかったりするという条例であります。

また、議会の日程を調べたところ、5月14日の臨時議会から欠席した場合、90日後は8月12日。8月31日まで議会がありませんので、6月議会は丸々休んだにしても、7月、8月と通常の議員活動が行われていたとしても、対象になってしまいます。こういったことに対しても、議長の裁量でもって除外するのかが計られるという答弁でした。

先ほど申し上げましたように、議員にそもそも与えられている権利を奪うような条例でありますので、だれかの裁量、そのとき、その人によって内容が左右するような条例は、避け

るべきだというふうに私は感じておりました。ということもあり、継続審査を提案いたしましたけれども、否決をされました。

よりました、今のように裁量が大きく働かず、できるだけ対象者が特定されるような、そういった修正案はと思ひまして、閉会中の欠席は対象とせず、議会の会期を丸々2回、定例会を2回丸々休んだときから、減額の対象とするという修正案を作成し、提出させていただきました。

2回連続して休むと2割、3回休むと3割、4回休むと4割、5回以上、すなわち1年を超えて全議会を休んだ場合は半額にするという大変シンプル、かつ、ぶれのない除外規定がさほど必要のない条例案を提出させていただいたというふうに感じておりますが、一切質疑もなく、否決されてしまいました。

また、他市町の同様の条例を見ますと、議員が刑事事件の被告になった場合や、…。

#### No.66 ○議長(矢野清實議員)

発言中ですが、簡潔にお願いをいたします。

#### No.67 ○15番(山盛左千江議員)

議員が刑事事件の被告となった場合も、報酬禁止の規定とされているところがありました。

そういったものを考えれば、本市にとっても似たような例があったことから、こういったものも含め、より完成度の高い条例へと見直していく必要があるというふうにも感じております。

とはいえ、まずは今後もないとは限らない長期欠席を、このままにしておいていいわけではありませんので、市民の不満を真摯に受けとめ、みずから議員が律するという姿勢をあらわす点からも、この条例には同感をし、反対はいたしません。

以上の理由から賛成といたしますけれども、第6条に、この条例に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるという条文が入っております。

このところで、きちっと運用規定を細かく定めて、議長の裁量の部分を限定していくような、そういった方向にしていける必要があると強く感じております。こういった部分の運用規定を慎重に行うことを条件に賛成したいと思います。

以上です。

#### No.68 ○議長(矢野清實議員)

三浦桂司議員。

#### No.69 ○3番(三浦桂司議員)

議員提出議案第4号 豊明市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の特例を定める条例の制定について、市政クラブを代表して賛成の立場で討論をいたします。

疾病、事故等、生活していく上において予期せぬ事態は、だれにでも起こり得ます。

しかしながら、我々議員は市民から選ばれ、議会活動、議員活動に皆さんの代表として日々邁進しております。

そのような覚悟を持って議員となった以上、市民の負託を果たせなくなった状況において、みずからを厳しく律する、このような条例を、議員みずから提案いたします。現実には、議会活動ができないのなら考えるべきであります。

議員報酬というのは、自治法上、第203条第1項で反対給付であります。反対給付というのは、委員会等の非常勤の職員が行う勤務に対する反対給付、これは報酬ですが、この議員の報酬というのは生活給ではありません。議員報酬というのは、活動に対する給与であります。

議員活動が滞る以上、このような条例が必要となるのは当然であるという理由で、賛成討論といたします。

#### No.70 ○議長(矢野清實議員)

一色美智子議員。

#### No.71 ○4番(一色美智子議員)

豊明市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の特例を定める条例の制定について、公明党市議団を代表いたしまして、賛成の立場で討論を行います。

本来であれば、選挙で選ばれた議員全員が元気に任期を全うし、議論を尽くすことが一番であります。

また、議員はみずから律しなければなりません。この議員提案の条例が出されることを、とても残念に思います。

市議会におきまして、現在1人の議員が長期欠席をされておりますが、私たちはこの議員が1日も早く元気になり、復活をされ活躍をされることを待ち望んでおりましたが、残念なことに3月議会から9月議会の今日まで会議等を欠席され、やむを得ないことと考えます。

私たち議員は、市民からの負託を受けておりますので、自分の身は自分で気をつけるということが大前提となります。

しかしながら、絶対に病気にならないとは言い切れません。一人ひとりが健康管理には十分気をつけるという決意のもと、また、長期欠席をされております議員の1日も早い回復を祈って、賛成といたします。

No.72 ○議長(矢野清實議員)

ほかにございませんか。

杉浦光男議員。

No.73 ○6番(杉浦光男議員)

賛成討論をいたします。

この条例は、基本的には自己都合だとか疾病によって長期にわたって休んだ場合は、その一定の割合でもって報酬を減額するよというものですので、これは現在のいろんな社会情勢からして、僕は正しい方向だというふうに思います。

それでは、この条例が針の穴もないぐらい、もう完璧なものかという、そうではなくて、やはり委員会でいろんな意見が出たり、あるいは修正案も出たりして、ややそういう点では、それは完璧ではないかもしれません。

しかし、こういう条例をつくる場合は、これは相対的なもので、全体像から見て相対的に考えていくものであって、何でも絶対的、完璧なというものはありません。

特に、この条例の基礎、基本は休んだら減額だよと、こういうことですので、そういう原則のほうを僕は主張したいというふうに思います。

それで、修正案で定例会というものが出ましたけれども、議員活動は定例会だけではなくて、委員会もあるし、常時活動もあります。本当にいえば、市民のためには常時活動のほうが大切かもしれません。

だから、いろんな意味があるから、定例会というふうに枠でくくると、やや何となく僕は異質な感じがしたんですね。

議長が認めるというような例外規定をつくらなくて、定例会でくくったら、完璧のようにみえますけれども、僕は定例会という言葉自身にちょっと違和感を感じたというのが、率直なところなんです。

それで、日にちで90日を超えて180日、180日を超えて365日、365日を超えるという、言うなれば3段階におけるシンプルな方法で区切ったというのも、これは一つの方法だというふうに思います。

それからもう一点、必要な事項は別に定めるというわけですので、やや運用についてやぐいところがあれば、そういうもので補完できるなら補完すればよしというふうに考えます。

以上で適宜性を持った条例だというふうに思いますので、賛成をいたします。

No.74 ○議長(矢野清實議員)

ほかにございませんか。

(進行の声あり)

**No.75 ○議長(矢野清實議員)**

これにて、討論を終結し採決を行います。

議員提出議案第4号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**No.76 ○議長(矢野清實議員)**

ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。先ほど、各委員会に付託されました議案審査のため、明9月8日から9月27日までの20日間を休会といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**No.77 ○議長(矢野清實議員)**

ご異議なしと認めます。よって、明9月8日から9月27日までの20日間を休会とすることに決しました。

9月28日午前10時より本会議を再開し、委員長報告・同質疑・討論・採決を行います。

本日はこれにて散会いたします。

長時間ご苦労さまでした。

午後3時18分散会

